

七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の概要

子育て支援課

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）について一部を改正するものです。

2 改正内容

- (1) 保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）を満3歳以上満4歳未満の児童「おおむね20人につき1人以上」を「おおむね15人につき1人以上」に、満4歳以上の児童「おおむね30人につき1人以上」を「おおむね25人につき1人以上」に改めます。（第29条、第31条、第44条及び第47条）
- (2) 家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を追加します。（第49条）
- (3) 関係条文の整理とその他所要の整備を行います。（第6条及び第25条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
目次		目次
第1章～第4章(略) 総則	第1章～第4章(略) 総則	第1章 総則(第1条—第21条)
第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)	第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)	第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)
附則	附則	第6章 雑則(第49条)
第1条～第5条(略) (保育所等との連携)	第1条～第5条(略) (保育所等との連携)	第1条～第5条(略) (保育所等との連携)
第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
(1)・(2)(略)	(1)・(2)(略)	(1)・(2)(略)
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。))を、当該保育の提供

改 正 前	改 正 後
<p>当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第7条～第24条 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならぬ。</p> <p>第26条～第28条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第7条～第24条 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならぬ。</p> <p>第26条～第28条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>

	改 正 前	改 正 後
<p>第30条 (略) (職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p>	<p>第30条 (略) (職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p>	<p>第30条 (略) (職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>